

青森県報

第四千百九号

平成二十八年
二月十二日
(金曜日)

目次

告 示

- 障害福祉サービスマニヤの指定……………(障害福祉課) ……一
- 児童福祉法による障害児通所支援事業者の指定……………(同) ……一
- 急傾斜地崩壊危険区域の指定の一部改正……………(河川砂防課) ……一

告 示

青森県告示第八十九号

障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律(平成十七年法律第百二十三号)第二十九条第一項の規定により、次のとおり障害福祉サービスマニヤを行う者を指定したので、同法第五十一条第一号の規定により公示する。

平成二十八年二月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害福祉サービスマニヤ	名 称	主たる事務所の所在地	障害福祉サービスマニヤの種類	名 称	主たる事務所の所在地	指 定 年 月 日
	株式会社 イス	上北郡東北町大字北浦字境ノ沢四の二六	就労移行支援	PARUCH	上北郡東北町大字北浦字境ノ沢四の二六	平成二六・二一

アイデンド株式会社	八戸市大字廿三日町四三の四小泉ビル	就労継続支援B型	アイデンド八戸就労継続支援B型事業所	八戸市大字新荒町四一の三	"
-----------	-------------------	----------	--------------------	--------------	---

青森県告示第九十号

児童福祉法(昭和二十二年法律第百六十四号)第二十一条の五の三第一項の規定により、次のとおり障害児通所支援事業者を行う者を指定したので、同法第二十一条の五の二十四第一号の規定により公示する。

平成二十八年二月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

指定障害児通所支援事業者	名 称	主たる事務所の所在地	障害児通所支援の種類	名 称	主たる事務所の所在地	指 定 年 月 日
	株式会社 ラ・ゼミ	静岡県浜松市中区田町二三〇の一五	児童発達支援	こどもサポークラ・ゼミ青森篠田校	青森市篠田二丁目一の四	平成二六・二一
	株式会社 ラ・ゼミ	静岡県浜松市中区田町二三〇の一五	放課後等デイサービス	こどもサポークラ・ゼミ青森篠田校	青森市篠田二丁目一の四	"

青森県告示第九十一号

急傾斜地の崩壊による災害の防止に関する法律(昭和四十四年法律第五十七号)第三十一条第一項の規定により、昭和六十一年一月二十三日青森県告示第四十三号(急傾斜地崩壊危険区域の指定)の一部を次のとおり改定するので、同法第三項の規定により公示する。

なお、その関係図面は、青森県県土整備部河川砂防課及び中南地域県民局地域整備

部に備え置いて縦覧に供する。

平成二十八年二月十二日

青森県知事 三 村 申 吾

第七号を次のとおり改める。

七 桜庭急傾斜地崩壊危険区域

次に掲げる地番の土地に設置した標柱一号から標柱七号までを順次結んだ線及び標柱一号と標柱七号を結んだ線に囲まれた区域（市道桜庭清水線及び県道岩崎西目屋弘前線の区域を除く。）。この場合において、標柱一号と標柱七号を結んだ線は市道桜庭清水線官民地境界線とし、その他の各標柱を結ぶ線は直線とする。標柱を設置した土地の表示

標柱番号	市町村名	大字名	字名	地番
一	弘前市	桜庭	西田	一五四の一
二	"	"	"	一五四の三
三	"	"	外山	九四八の二四
四	"	"	"	九四五の一
五	"	"	"	九四八
六	"	"	"	九四八の一
七	"	"	清水流	九一

(発行所・発行人)
青森市長島一丁目一番一号
青森県

(印刷所・販売人)
青森市第一問屋町一丁目番七七号
東奥印刷株式会社

毎週月・水・金曜日発行
定価小口一枚二付十五円四十四銭